年　　月　　日

公益社団法人全日本不動産協会　御中

全日ラビー空き家相談ネットワーク利用申請書

私は、別紙「全日ラビー空き家相談ネットワークについて」に記載のある事項を十分に理解し、同意のうえ、貴会及び空き家応援会員として登録した貴会会員（以下「空き家応援会員」という。）との間で、提供した個人情報並びに空き家等情報（以下総称して「空き家等情報」という。）の共有を承諾し、全日ラビー空き家相談ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）の利用を申請します。

申 請 者

住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（署名又は記名押印）

全日ラビー空き家相談ネットワークについて

［情報の利用目的］

公益社団法人全日本不動産協会（以下「協会」という。）と空き家応援会員との間で本ネットワーク利用者（以下「相談者」という。）から提供された空き家等情報を共有し、空き家応援会員から空き家等に対する解決策を提案し、その遂行をもって空き家等の有効活用及び流通の促進を図る。

［空き家等情報の共有相手］

協会及び空き家応援会員。

［共有する空き家等情報の範囲］

下記①～⑥の情報を共有する。

1. 空き家等の情報　　　　地番、住居表示、用途、構造、階数、築年数、

延べ面積、敷地面積、位置する区域、前面道路の種別

1. 空き家等の相談内容　 相談の内容、相談解決を阻害する要因
2. 申請者に関する事項　　氏名、住所、電話番号等の連絡先
3. 空き家等の資料　　　 位置図、図面、写真等
4. 空き家等の解決策の実施状況、課題及び結果に関する情報
5. その他相談内容の解決を図る上で必要となる情報

※なお、③～⑥の空き家等情報については、協会が選定した空き家応援会員に限る。

［利用にあたっての注意事項］

* 本ネットワークを通じて、協会が空き家応援会員へ相談募集を行い、2週間経過しても相談対応の立候補者が現れなかった場合、協会は相談者へその旨を報告し、一旦募集を終了する。
* 募集期間を過ぎても協会は空き家等情報を十分に注意して取り扱い、立候補が現れた場合は速やかに相談者へ連絡をする。
* 空き家応援会員は解決に向けた提案を行うが、必ず売却や利活用といった結果になるわけではなく、場合によっては対応が長期にわたることもある。
* 空き家応援会員からの提案内容に基づく契約を結ぶことは相談者の任意となり、希望に沿わない場合には相談者は拒否できる。なお他の空き家応援会員を希望される場合は、その旨を提案した空き家応援会員へ伝えた上で協会へ連絡をする。
* 空き家応援会員と相談者が実際に行った取引で発生したトラブルのうち、宅地建物取引業（以下「宅建業法」という。）に係る取引に関する苦情以外は、協会は一切の責任を負わない。
* 協会は相談者から宅建業法第64条の５第1項の規定に基づく苦情の解決の申出があった場合は、速やかに受け付ける。